

◎新潟県告示第202号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第51条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり辞退の届出があった。

平成29年3月3日

新潟県知事 米 山 隆 一

名 称	所 在 地	辞退年月日
長岡おとな・こども歯科クリニック	長岡市表町2丁目2-21 なが おか町口御門1階	平成29年1月20日